

## 雇用保険法

〔問3〕 雇用保険法に関する次の文中の  の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 雇用保険二事業のうち雇用安定事業について、雇用保険法第62条では、「政府は、被保険者、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者に關し、失業の予防、雇用状態の是正、 その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業を行うことができる。」と規定している。雇用安定事業として事業主に支給される助成金には、雇用調整助成金、65歳超雇用推進助成金等の様々な種類があり、例えば、 助成金とは、（職業経験の不足などから就職が困難な求職者等を一定期間試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とする制度）を実施する一定の事業主を対象に支給される助成金である。
- 2 高年齢再就職給付金は、受給資格者（その受給資格に係る離職の日における雇用保険法第22条第3項の規定による算定基礎期間が5年以上あり、かつ、当該受給資格に基づく基本手当の支給を受けたことがある者に限る。）が60歳に達した日以後安定した職業に就くことにより被保険者となった場合において、当該被保険者に対し再就職後の支給対象月に支払われた賃金の額が、当該基本手当の日額の算定の基礎となった賃金日額に30を乗じて得た額の100分の に相当する額を下るに至ったときに、当該再就職後の支給対象月について支給する。ただし、当該職業に就いた日の前日における支給残日数が 日未満であるとき、又は、当該再就職後の支給対象月に支払われた賃金の額が、支給限度額以上であるときは、高年齢再就職給付金は支給されない。
- 3 求職活動関係役務利用費の額は、受給資格者等が保育等サービスの利用のために負担した費用の額（以下、本問において「保育等サービス経費」という。）に法定の率を乗じて得た額となる。保育等サービス経費は、一の受給資格について保育等サービスの利用の理由ごとに日数の上限が定められており、保育等サービス利用理由が求人者との面接等である場合は15日、求職活動関係役務利用費対象訓練の受講である場合は 日を限度とする。また、1日

あたりの保育等サービス経費については8,000円を限度とする。

選択肢

- |           |               |
|-----------|---------------|
| ① 30      | ② 40          |
| ③ 60      | ④ 61          |
| ⑤ 67      | ⑥ 70          |
| ⑦ 75      | ⑧ 80          |
| ⑨ 85      | ⑩ 90          |
| ⑪ 100     | ⑫ 120         |
| ⑬ 人材開発支援  | ⑭ キャリアアップ     |
| ⑮ 両立支援等   | ⑯ トライアル雇用     |
| ⑰ 雇用機会の増大 | ⑱ 就職に必要な能力の開発 |
| ⑲ 職業訓練の実施 | ⑳ 職業生活の向上     |